

資料2	令和8年2月3日
	第4期第9回豊島区子どもの権利委員会

( 案 )

7 答 申 第 1 号  
令 和 8 年 2 月 3 日

豊島区長 高際 みゆき 様

豊島区子どもの権利委員会  
会長 森田 明美

答 申 書

令和7年7月8日付7諮問第1号により諮問を受け、議論を重ねてきました「豊島区子どもの権利に関する推進計画」に係る施策の評価・検証項目の設定等について、別紙「豊島区子どもの権利に関する推進計画に係る施策の評価・検証について（答申）」としてここに答申いたします。

(案)

豊島区子どもの権利に関する推進計画に係る  
施策の評価・検証について

(答申)

令和8年（2026年）3月

豊島区子どもの権利委員会

# 目 次

## I 豊島区子どもの権利推進計画について

- 1 「子どもの権利推進計画」の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 「豊島区子ども・若者総合計画」における「子どもの権利推進計画」の位置づけ・ 2
- 4 「豊島区子ども・若者総合計画」の中での「子どもの権利推進計画」の主な項目・・・ 3
- 5 計画の進捗状況の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 現地調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## II 子どもの権利に関する推進計画の改定に係る諮問の答申

8

## III 資料編

- 1 第4期豊島区子どもの権利委員会への諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 第4期豊島区子どもの権利委員会等の開催状況・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 第4期豊島区子どもの権利委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・ 12

---

## 別 紙

- 1 令和6年度子どもの権利保障に関する施策の調査結果
- 2 令和7年度豊島区子どもの権利に関する推進計画に係る現地調査報告書

# I 子どもの権利推進計画について

## 1 「子どもの権利推進計画」の位置づけ

平成 18 年 4 月施行の「豊島区子どもの権利に関する条例」第 30 条に、「区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次に掲げる事項について推進計画を策定しなければなりません」と定められています。

- (1) 保護者等に対する子どもの養育支援
- (2) 子どもの健やかな育ちに対する支援
- (3) この条例に関する情報の発信や啓発
- (4) この条例に関する学習の機会の確保
- (5) 地域等における子どもの社会参加活動の啓発
- (6) 子どもにかかわる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障
- (7) 児童虐待についての理解の普及及び防止
- (8) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制の整備
- (9) 前各号に掲げるもののほか、子どもの権利にかかわる施策

## 2 計画策定の経過

「子どもの権利推進計画」の策定については、平成 30 年 3 月の第 1 回子どもの権利委員会で区長より諮問があり、本委員会の答申を踏まえて、令和 2 年 4 月に「豊島区子ども・若者総合計画(令和 2～6 年度)」と一体とした計画として策定されました。

令和 4 年度には、令和 6 年度末に計画期間が終了することに伴い、区長より「子どもの権利推進計画」の改定について諮問があり、本委員会で計画の見直しおよび検討を行い答申し、令和 7 年 3 月に改定されました(豊島区子ども・若者総合計画(令和 7～11 年度))。

## 3 「豊島区子ども・若者総合計画」における「子どもの権利推進計画」の位置づけ

「子どもの権利推進計画」は、「豊島区基本計画」の子ども若者福祉分野の計画、かつ、「豊島区地域保健福祉計画」の子ども分野の計画として位置づけられている「豊島区子ども・若者総合計画」と一体として策定されています。

「豊島区子ども・若者総合計画」は「子どもの権利推進計画」のほか、複数の子どもに関する計画を包含した計画となっており、併せて、関連する計画と施策の連携をしています。

※関連計画との関係は次の図のとおり。



#### 4 「豊島区子ども・若者総合計画」の中での「子どもの権利推進計画」の主な項目

子どもの権利の理念は「子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）」により実施する全ての施策の基礎となるものでありますが、その中でも主な取組みとして、以下の目指す姿Ⅰに基づく事業を推進しています。

目指す姿Ⅰ「子どもの権利が保障され 自分らしく 成長できるまち」

〔取組の方向性〕

- (1) 子どもの権利に関する理解促進
- (2) 子どもの意見表明・反映及び社会参画の支援
- (3) 子どもの居場所・体験活動の充実
- (4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

## 5 計画の進捗状況の確認

「子どもの権利推進計画」の進捗状況は、「子ども・若者総合計画」の一部として豊島区青少年問題協議会で検証をしています。

本委員会では、「豊島区子どもの権利に関する条例」に基づく「子どもの権利推進計画」及び施策の検証のため、「子ども・若者総合計画」の目標Ⅰに属する事業について令和3年度、令和4年度の実施状況の検証を行いました。

また、令和3年度の実施状況については、「子どもに意見を聞いて事業の評価をしているか」、「コロナ禍で実施状況はどうであったか。どのような工夫をして実施したのか」という視点で実施状況を再度調査し、検証を行いました。

令和5年度実施状況以降は、検証項目を設定の上、実施状況の検証をしました（令和6年度事業状況は別紙1）。

### 〔設定した検証6項目〕

1. 事業を実施するにあたり、子どもたちへの事前の情報提供をどのように行っているか。
2. 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。
3. 子どもへの事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。
4. 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫している点。
5. 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
6. 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

## 6 現地調査の実施

本委員会では、「豊島区子ども・若者総合計画」の目標Ⅰに掲げている「子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」に紐づく「①子どもの権利に関する理解促進」「②子どもの意見表明・参加の促進」「③子どもの居場所・活動の充実」「④子どもの権利侵害の防止及び相談・救済」の取組内容について検証を進めてきました。

令和7年度は、令和5年度より実施している検証手法が改定計画下でも機能するのかが確認し、その内容を精査するため、これまで所管課が行ってきた自己評価に加えて、本委員会として区の事業を選定し、現地調査を実施しました。

調査の実施にあたっては、従来の事業評価における課題である「所管課と本委員会が書面により対話し、内容を精査したかにより、調査結果報告書の記述内容にばらつきが生じる点」に留意し、その要因の確認を行いました。

(1) 現地調査の概要

① 調査の背景

新たな「子どもの権利推進計画」においては、これまでの「PDCA サイクル」に基づく検証を強化し、豊島区独自の手法である「豊島区子ども・若者アクションステップ」を新たに導入することで、区のあらゆる取組に子ども・若者等の意見を反映させていくことを明記しています。



➡ 「豊島区子ども・若者アクションステップ」の活用により、各施策に子ども・若者等の意見を反映する効果的な仕組みを構築する。

② 調査の視点

「子どもがどのように声を発しているのか」、「大人はどのように受け止めているのか」といった、条例が保障する子どもの参加の視点から事業を選定し、既存の評価検証を行う中で、どうしたら子どもの権利の視点にたった評価検証ができるのかを軸とし、今後の評価検証の方向性を検討しました。

③ 調査対象・選定理由

	調査対象事業	選定理由
1	としま子ども会議	区の取組へ子どもの意見を反映させていく事業での子ども参加
2	利用者会議 (中高生センタージャンプ)	子どもの日常的な活動場所での子ども参加
3	若者の居場所	若者を対象とした事業からみる子ども参加

④ 調査項目

現地調査にあたっては、評価の質向上へ向けた必要事項として昨年度に整理した点である「評価項目の事前設定」を行い、項目は、令和5年度から進めてきた検証項目と同様として実施しました。

⑤ 調査報告書は別紙2のとおり

(2) 調査結果を踏まえた権利委員会による評価活動への委員の意見

所管課が提出する状況報告書における最適な記載項目の在り方や、事業実態を的確に把握し、評価の質を向上させるための方策について、調査結果を踏まえた検証を実施しました。

【としま子ども会議】

〔評価項目について〕

- ・子どもたちが失敗を経験し、それをどのように改善に繋げたかという過程も評価対象に加えるとよいのではないか。
- ・大人が子どもの発表をどう受け止めたかについて、「子ども側の視点」で分かりやすくフィードバックを返せているかを重視すべきだと思う。
- ・子どもが会議に主体的に関心を持てるよう、開催時期や活動内容を事前に周知する必要があるのではないか。

〔評価する際の対象について〕

- ・ファシリテーターや職員ファシリテーター、子ども会議のプロセスを見ずに意見発表会で初めて子どもたちの成果を目にした職員、保護者等、子ども以外の者へ幅広くに事業への意見を聞けるとよい。

〔現地調査の有効性について〕

- ・活動の現場を直接見ることによって実際の様子とその熱量などの空気感が把握できる点、関わっている職員からの生の声を直接聞くことができる点などから、現地調査は有効であると考えられる。

【利用者会議（中高生センタージャンプ）】

- ・利用者会議の運営状況のみならず、施設全体として子どもの権利の普及啓発活動にどのように取り組んでいるかという視点も、評価の重要な指標とすべきである。
- ・普及啓発の評価にあたっては、事業の性質によって該当するものとそうでないものがある。そのため、事業特性に応じて評価項目を区分する必要があるのではないか。
- ・ジャンプの評価においては、利用者会議に参加しない、あるいは参加できない層の存在や、地域に多様な学校・居場所がある中での施設の立ち位置などを幅広く整理し、多角的な視点から検証を進めるべきである。

#### 【若者の居場所】

- ・ 困難を抱える若者や若年妊産婦本人への質問や、事業上の対応を調査することが難しい場合（事業開始から間もない、対応に配慮が必要である等）には、支援者への聞き取り等により調査報告書を作成することが想定されることを考慮して評価項目を設定する必要がある。
- ・ 個別事業評価ではなく、現地調査等を通してどのようなことを子どもの権利委員会がその年に評価するのかの検討が重要なのではないかな。
- ・ 評価項目としては、以下3点が考えられる。
  1. 多様な状況にいる子ども・若者たちに、自分たちの取組について、いつ（年齢）、どのように取組情報を届けたいと考えているか。有効な時期や方法はどのように想定しているか。
  2. 他の施設や機関、施策と連携する際に、子ども・若者にどのように伝えたか、伝えようと思っているか。
  3. 対象の子ども・若者の保護者へ情報提供が必要な時には、子ども・若者とどのような原則で進めているか。

## Ⅱ 子どもの権利に関する推進計画に関する諮問に対する答申

これまで実施してきた「子どもの権利に関する推進計画」の実施状況の検証を踏まえ、改定計画において『子どもの権利の理念を基本とする計画』をさらに推進していくため、豊島区子どもの権利に係る施策の評価・検証について以下のとおり答申する。

今般、本委員会は、計画推進へ向けた施策の評価・検証項目の設定等についての諮問を区長より受け、現行の調査項目に基づき現地調査を実施した。

その結果、子どもの意見表明に対する権利委員会の認識と現場の実践は共有されているものの、報告書の形式としては十分に反映・共有できていない実態が明らかとなった。

今後の評価検証を実効性あるものとするためには、どのような事業を評価の対象にするのかということ、その事業評価のために、どの活動をどのような形や時間で見ればいいのか重要であることが指摘された。また、従来の報告書では捉えきれなかった、評価をした活動の評価の前後や、その活動を評価検証するためには、むしろ別の事業や、場面で取り組まれている営みを見ることが有効であることなどに気づくことができた。こうした訪問型事例調査については、子どもの権利の視点にたった価値あるといわれる行動を、評価検証の材料として、どこをとらえ、いかに言語化するかということや、どのような問いによって明らかにしたかったことを聴き出し、評価検証のために共有できる資料にするかという、問い立ての在り方が極めて重要になる。

については、さらなる質の高い質的調査を通じた評価検証を実現するため、以下の点に留意した調査体制の再編をはかられたい。

### 1. 重点事業を定めた集中的な現地調査を核とした検証

5年間という計画期間において、例えば、児童館、放課後児童施設、乳幼児施設、権利擁護の場等の対象を整理し、順次委員会による訪問調査を実施すること。これらを踏まえ、区職員の子どもの権利に対する意識啓発も兼ね、少なくとも「3年目（中間年）」および「5年目（最終年）」においては、事業実施状況について、課題の抽出とその捉え方、実施状況、実施に至らない場合の理由等について、所管課による書面評価を行うとともに、計画に掲げる量的指標の達成状況を確認されたい。

本委員会が重点的な現地調査を担うことにより、本区における子どもの権利の実践状況が、より効果的かつ構造的に整理されることが期待される。なお、委員会の主体性を確保する観点から、調査回数や会議日程の設定については、適切な配慮がなされたい。

## 2. 子どもの権利の視点からの区施策の検証

前項により整理された個別事業の実践状況を、単なる事業ごとの整理にとどめることなく、子ども・若者のライフステージ全般にわたる区施策について、「保護」の仕組みがどのように構築されているのか、また、子どもの権利の視点が施策体系全体の中で一貫して位置づけられているのかという観点から、総合的な検証を行われたい。

## 3. 評価・検証の実効性を高めるための留意事項（付言）

以下の事項は、子どもの権利に関する施策の評価・検証を実効性あるものとしていく上で重要であることから、付言として指摘するものである。

### (1) 本委員会と「としま子ども会議」との関係の充実

条例に基づき進められてきた「としま子ども会議」は、子どもの権利に関する取組として一定の実績を積み重ねている。

今後は、同会議において示された子どもの意見を区がどのように受け止め、施策に反映しているのかについて、本委員会がどのような形で継続的に評価・検証を行うのが喫緊の課題であり、その在り方について検討されたい。

### (2) 現地調査を踏まえた対象事業への意見

「としま子ども会議」におけるテーマ設定に、子どもがどのように関与できるかについて検討されたい。

「としま子ども会議」の参加者募集については、参加した子どもたちの意見を踏まえ、より効果的な普及・広報の方法を検討されたい。

多様な子どもが集う施設や機関等において、子どもたちの多様な意見を区施策に活かすための方法について、引き続き検討されたい。

### Ⅲ 資料

#### 1 第4期豊島区子どもの権利委員会への諮問書

7 諮 問 第 1 号

令和7年7月8日

豊島区子どもの権利委員会会長 様

豊島区長 高際 みゆき



豊島区子ども・若者総合計画と一体として進めている「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」に係る諮問について

豊島区子どもの権利に関する条例（平成18年3月29日条例第29号）第30条に規定する推進計画を推進するにあたり、施策の評価・検証項目の設定等について、貴委員会において専門的かつ幅広い見地からご検討をいただきたく、同条第32条の規定に基づき諮問いたします。

## 2 第4期（令和7年度）豊島区子どもの権利委員会の開催状況

会議名	日時	主な審議等の内容
第7回豊島区 子どもの権利委員会	令和7年 7月8日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問について</li> <li>・ 子どもの権利委員会の位置づけについて</li> <li>・ 第4期子どもの権利委員会の運営について</li> <li>・ 令和7年度子どもの権利委員会の取り組みについて</li> </ul>
豊島区 子どもの権利委員会 現地調査	令和7年 8月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ としま子ども会議ワークショップ (第1回会議)</li> </ul>
豊島区 子どもの権利委員会 現地調査	令和7年 8月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ としま子ども会議ワークショップ (第2回会議)</li> </ul>
豊島区 子どもの権利委員会 現地調査	令和7年 8月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ としま子ども会議ワークショップ (第3回会議)</li> </ul>
豊島区 子どもの権利委員会 現地調査	令和7年 9月13日(土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ としま子ども会議意見発表会</li> </ul>
豊島区 子どもの権利委員会 現地調査	令和7年 9月27日(土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者会議 (中高生センタージャンプ長崎)</li> </ul>
第8回豊島区 子どもの権利委員会	令和7年 10月10日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの権利保障に関する施策の検証について</li> </ul>
豊島区 子どもの権利委員会 現地調査	令和7年 10月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若者の居場所 (サンカクキチ、マハロ)</li> </ul>
第9回豊島区 子どもの権利委員会	令和8年 2月3日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの権利保障に関する施策の検証について</li> <li>・ 子どもの権利に関する推進計画に係る施策評価・検証について</li> <li>・ 子どもの権利に関する推進計画に係る施策の答申について</li> </ul>

### 3 第4期（令和7年度）豊島区子どもの権利委員会委員名簿

氏名	主な経歴	備考
森田 明美	東洋大学 名誉教授	委員長
内田 塔子	子どもの権利条約総合研究所 事務局長	副委員長
高田 慶子	長崎第一地区民生委員児童委員	
佐藤 妙子	第12地区青少年育成委員会会長	
北澤 弘幸	豊島区立巣鴨小学校長	
八尋 崇	豊島区立西池袋中学校長	
飯塚 昇	豊島区立南池袋小学校 PTA 会長	
坪川 愛	豊島区立明豊中学校 PTA 会長	
北條 直子	公募区民	
大伍 将史	公募区民	

【「第4期豊島区子どもの権利委員会」議事要旨の掲載ホームページアドレス】

○令和7年度開催実績（第7回～第9回）

【掲載先】 <https://www.city.toshima.lg.jp/229/2507251513.html>



**豊島区子どもの権利に関する推進計画に係る  
施策の評価・検証について（答申）**

令和8年（2026年）3月

豊島区子どもの権利委員会

【事務局】豊島区子ども家庭部子ども若者課（管理・計画 G）

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1

電話：03-4566-2471 FAX：03-3980-5042